

議案第 8 4 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 5 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 2 3 の 2 の項を次のように改める。

<p>1 2 3 の 2 長期 優良住 宅の普 及の促 進に関 する法 律（平 成 2 0 年法律 第 8 7 号）第 6 条第 1 項の 規定に 基づく 長期優 良住宅 建築等 計画の 認定の 申請に 対する 審査</p>	<p>長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料</p>	<p>次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、1 件につき、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときはアの（ア）の（1）又はアの（イ）の（1）に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときはイの（ア）の（1）又はイの（イ）の（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、9 2 の 2 の項又は 9 2 の 3 の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに 7 7 の 2 の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基につき 9 2 の 7 の項又は 9 2 の 8 の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p> <p>ア 住宅を新築しようとする場合 次の（ア）及び（イ）に掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>（ア）申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 5 項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>（1） 1 0 0 平方メートル以内のもの 7, 1 0 0 円</p> <p>（2） 1 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの 1 3, 0 0 0 円</p> <p>（3） 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 2 2, 0 0 0 円</p> <p>（4） 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 5 0 0 平方メートル以内のもの 3 2, 0 0 0 円</p> <p>（5） 2, 5 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの 5 7, 0 0 0 円</p> <p>（6） 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの 9 4, 0 0 0 円</p> <p>（イ）（ア）以外の場合</p> <p>（1） 1 0 0 平方メートル以内のもの 5 2, 0 0 0 円</p> <p>（2） 1 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの 1 2 2, 0 0 0 円</p> <p>（3） 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 9 6, 0 0 0 円</p> <p>（4） 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 5 0 0 平方メートル以内のもの 3 8 6, 0 0 0 円</p> <p>（5） 2, 5 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの 6 9 1, 0 0 0 円</p> <p>（6） 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの 1, 1 8 8, 0 0 0 円</p> <p>イ 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の（ア）及び（イ）に掲げる場合の区分並びに</p>	<p>認定 申請 の と き。</p>
--	--	---	-------------------------------------

	<p>当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(ア) 申請に併せてアの(ア)に規定する書類が提出された場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 33,000円</p> <p>(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 85,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 140,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの 78,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 183,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 293,000円</p> <p>(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 579,000円</p> <p>(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1,037,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1,782,000円</p>	
--	--	--

別表第1の123の3の項中「まで、」を「まで又は」に改め、「又はアの(ウ)の(1)から(6)まで」を削り、「、アの(イ)の(1)又はアの(ウ)の(1)」を「又はアの(イ)の(1)」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同表の123の4の項中「2,100円」を「2,300円」に改め、同項の次に次のように加える。

123の4の2	認定を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における	1件につき 2,300円	変更認定申請のとき。
---------	---	--------------	------------

ける長 期優良 住宅建 築等計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査	変更認 定申請 手数料		
--	-------------------	--	--

別表第1の123の5の項中「2, 100円」を「2, 300円」に改める。

附 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画（同条第3項の規定の適用を受けるものを除く。）の変更の認定の申請に対するこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第1の123の3の項の規定の適用については、同項中「額）の手数料を加えた額）」とあるのは、「額）の手数料を加えた額）を、変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とする。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を改める等の必要がある。